

平成31年度 一般入学・第2次募集判定基準

1. 各圏の設定

A圏 内申点、学力検査点に基づいて募集人員の80%程度の人数で設定する。

B圏 募集人員の110%程度で設定し、それからA圏を除いたものをB圏とする。

C圏 A圏とB圏を除いた残りをC圏とする。

2. 審議判定基準

(1) 第2志望の者は、B圏として扱う。

(2) 内申点偏差値と学力検査点偏差値の合計の高い者から順に審議判定する。

(3) A、Bの各圏で、下記の「審議事項」にあてはまる者をそれぞれA' B' とする。

ア 3年の学習評価に評定「1」のある者。

イ 3カ年通算で無届欠席10日以上、無届欠課10回以上、遅刻25回以上、欠席総数30日以上、欠課総数30回以上のいずれかが該当する者。

ウ 面接での態度等が悪く、評価「C」の者。

エ 学力検査点が著しく低い者。

オ 行動等の記録に好ましくない記載がある者。または3カ年の行動の記録に○がない者。

(4) C圏の中で下記の「審議事項」のいずれかに該当する者以外は不合格とする。

ア 3カ年皆出席者。

イ 特別活動・諸活動・特技・資格取得などの活動実績が著しく良い者。

ウ 学力検査点が著しく高い者。

エ 内申点が著しく高い者。

オ 行動等の記録が著しく良い者。

カ 観点別学習状況が著しく良い者。

3. 判定方法

(1) 志願倍率の高い学科から審議、同率であれば学力検査点の平均点が高い学科から審議する。

(2) A圏より審議し、A圏で審議事項がない者は合格とする。

(3) 次に「A'、B圏の者」のうち、内申点偏差値と学力検査点偏差値の合計の高い者から順に審議し、合格者または保留者を決定する。

(4) 「上記(3)の保留者、B'、C圏の者」のうち、内申点偏差値と学力検査点偏差値の合計の高い者から順に審議し、合計が低い者については調査書、面接資料等で総合的に判断し、合格者を決定する。